

施術所開設の手引き

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、又は柔道整復師法に基づく施術所を、松山市内で開設される方は、この手引きを参考に手続きをお願いします。
- 施術所を開設せず、もっぱら出張のみによって、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術を行う場合は、自宅住所を管轄する保健所に、「出張専門による業務開始届出書」を提出してください。なお、すでに施術所を開設し、その施術所から出張する場合は、届出不要です。

施術所開設の流れ



構造設備基準等について

施術室	・ 6.6 m ² 以上の専用の施術室を設けてください。 ・ 施術室面積の 7 分の 1 以上に相当する部分を窓等で外気に開放できるようにしてください。ただし、これに代わるべき適当な換気装置（エアコン、換気扇）があるときはこの限りではありません。
待合室	・ 3.3 m ² 以上の待合室を設けてください。
消毒設備	・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備（エタノール 70%以上等）を設けてください。 ・ 使い捨てはりを使用する場合、許可を受けた業者に委託する等、適切に廃棄してください。
衛生上必要な措置	・ 常に清潔に保つようにしてください。 ・ 採光、照明及び換気を充分に行ってください。

【指導基準】

プライバシー保護	・ プライバシーに配慮し、適切に目隠し（カーテン、パーテーション等）を設けてください。
施術所の独立性※	・ 住居や店舗併設の場合は、施術所利用者の動線が、生活動線や店舗利用者の動線と被ることのないようにしてください。 ※事前相談をお願いします。

施術所の名称について

医療法、医師法、医薬品医療機器等法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、その他の法律に抵触するような名称は、使用できません。

- （１） 提供する施術業態を入れ、施術内容を明確にしてください。
例：「あん摩マッサージ指圧」「鍼灸」「接骨」等
- （２） 医療機関や薬局等に紛らわしい名称は使用できません。
例：「クリニック」「薬局」「～科」「（提供する施術業態を含まない）～治療院」等は不可
- （３） あはき、柔整以外の業態と紛らわしい名称は使用できません。
例：「カイロプラクティック」「整体」「サロン」「アスレチック」「サポート」等は不可
- （４） 対象者を限定するもの、施術内容、効能を含んでいる名称は使用できません。
例：「レディース」「スポーツ」「東洋医学」「漢方」「姿勢改善」「骨盤矯正」等は不可

開設届出について

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと、柔道整復で様式が異なります。

様式は松山市 HP（くらしの情報 > 申請書ダウンロード > 保健・健康）からダウンロードできます。

医事業事課窓口でもご用意しています。

受付時間	毎週月曜日から金曜日まで（8時30分から17時15分） （注釈）祝日、年末年始を除く
提出時期	開設後10日以内
添付書類	・ 資格免許証（原本提示） ・ 施術所平面図（施術所と待合室を明記し、面積が確認できるようにすること） ・ 法人の場合は登記事項証明書（原本）又は定款（写し） ・ 本人確認書類（運転免許証又は障がい者手帳等） ※本人確認書類の写しを持参する時は開設者が原本確認し、開設者が証明すること （例：写しの裏に、〇年〇月〇日原本と相違なきことを証明する 開設者印） ・ 付近の見取り図
受付窓口	松山市保健所 1階 医事業事課 医薬指導担当 （電話：089-911-1865、ファクス：089-923-6618）

広告の制限について

広告は、看板や印刷物など、不特定多数の方の目に触れるものが対象となります。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法で定められている事項の他は、広告できません。

令和7年2月18日厚生労働省発出【あはき・柔整広告ガイドライン】も併せてご確認ください。

注意！

広告不可です

「各種保険取扱い」「交通事故」「診」と表記、適応症、メニュー、料金、キャンペーン等

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項】

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 第1条に規定する業務の種類（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11厚告69）
 - ① もみりようじ
 - ② やいと、えつ
 - ③ 小児鍼（はり）
 - ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨
 - ⑤ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）※1
 - ⑥ 予約に基づく施術の実施
 - ⑦ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑧ 出張による施術の実施
 - ⑨ 駐車設備に関する事項

※1「医療保険により利用者は施術費用の一部負担で施術を受けることができます」又は「一旦施術費用の全額を負担いただきますが、後で保険者に対してその費用の一部を請求することができます」と言い換えることは可能。

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第2項】

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

柔道整復

【柔道整復師法第24条第1項】

- 1 柔道整復師である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11厚告70）
 - ① ほねつぎ（又は接骨）
 - ② 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
 - ③ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）※²
 - ④ 予約に基づく施術の実施
 - ⑤ 休日又は夜間における施術の実施
 - ⑥ 出張による施術の実施
 - ⑦ 駐車設備に関する事項

※2「外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫等が医療保険療養費支給申請の対象となる」ことと、「このうち、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要である」ことを併記することは差し支えない。

【柔道整復師法第24条第2項】

広告可能な事項を広告する場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

ホームページへの掲載について

無資格者による施術防止のため、松山市では「届出済施術所一覧」を、松山市 HP（市政情報＞オープンデータ＞公開一覧）へ公開しています。（掲載項目：施術所名称、所在地、開設者氏名、開設年月日、業務の種類）
特段の事情があり公開を希望されない場合は、ご相談ください。

その他関係機関

受領委任制度、施術管理者に関することは、四国厚生支局 愛媛事務所（TEL：986-3156）へお問合せください。

松山市保健所 医事薬事課 医薬指導担当
〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目 30-5
電話：089-911-1865 FAX：089-923-6618
E-mail：ijiyakuji@city.matsuyama.ehime.jp